アッピースマイルサポーター【会計年度任用職員】の勤務条件（予定）

1　任用期間
　令和９年４月１日から令和１０年３月３１日まで

2　勤務場所
　上尾市立小・中学校

3　職務内容
　通常学級で学級担任の職務を補佐するため、次の業務を行う
　①　肢体不自由等で介助を要する児童生徒への対応
　②　授業中立ち歩きや、落ち着きのない行動をとり周囲の児童生徒の学習活動に影響を与える等、問題行動への対応
　③　基本的な生活習慣の徹底等、学校での生活面に関する担任等の指導への補助等

4　勤務日・勤務時間
　①　週５日　１日６時間
　②　週４日　１日４時間３０分
　※土曜日・日曜日・祝日、長期休業中（春・夏・冬休み）、開校記念日、県民の日、体験的学習活動等休業日等には原則勤務はありません。ただし、学校長の命により休日勤務がある場合もあります。
　※勤務日・勤務時間の割振りは勤務先の学校長によります。

5　賃　金（令和８年度実績）
　①　時給　１，３２０円～
　　※週５日１日６時間勤務は、社会保険料・雇用保険料・所得税が毎月賃金から控除されます。
　　※週４日１日４時間３０分勤務は、毎月賃金から所得税が控除されます。
　②　期末・勤勉手当支給あり（週５日１日６時間勤務のみ）
　③　通勤費支給あり（通勤距離等により支給）
　④　支給日　翌月２１日（休業日の場合は前営業日）

6　有給休暇　あり

7　社会保険（共済組合・厚生年金保険・介護保険）・雇用保険の適用
　①　週５日　１日６時間勤務　加入あり（埼玉県教職員互助会員資格付与あり）
　　※長期休業中でも、社会保険料がかかります。賃金から天引きできない場合は、別途納めていただく形になりますのでご了承ください。
　②　週４日　１日４時間３０分勤務　加入なし

8　公務・通勤災害補償
　公務上及び通勤途上中の災害については、労働者災害補償保険法を適用します。

9　特記事項
　学務課会計年度任用職員の業務に従事するに当たっては、令和８年１２月２５日施行の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第６９号。以下「こども性暴力防止法」という。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。
　特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、当該業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。このため、予め採用選考課程において「特定性犯罪前科有無等に関する申告書 兼 犯罪事実確認に関する同意書」により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

10　ご応募に当たっての注意事項
　本募集は、速やかに任用を開始できるよう、予算成立前に募集の手続きを行うものです。任用の成否・勤務条件等は、令和９年度当初予算の成立が前提となります。予算が成立しない場合・変更となった場合には、任用を行わないことや勤務条件が変更になることがありますので、予めご了承ください。

※本勤務条件は上尾市条例・規則等に基づくものです。今後変更の可能性もあります。